

公 告

事業名:金沢大学クラウドファンディング支援業務

国立大学法人金沢大学は、本学の職員が本学の教育研究及び社会貢献を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を確保するため、インターネットを經由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディングを活用することを計画しています。

ついては、本業務の受託を希望する事業者からの企画提案を募集します。

なお、企画提案書の作成にあたっては別紙の「公募要領」をご参照のうえ、平成31年3月14日(木)15時までに郵送またはメールにてご提出いただきますようよろしくお願ひします。

平成31年 3月 1日

国立大学法人金沢大学

学 長 山崎 光悦



公募要領

国立大学法人金沢大学
クラウドファンディング支援業務

平成31年 3月 1日
国立大学法人金沢大学

1. 事業名

金沢大学クラウドファンディング支援業務

2. 事業の目的

国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)は、本学の職員が、本学の教育研究及び社会貢献を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を確保するため、インターネットを經由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディングを活用することを目的とする。

3. 業務実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

ただし、期間満了時において、契約を継続しない場合は、本学から相手方に対し、本契約期間満了の通知をするものとし、本通知がなされない場合は、さらに同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

4. 事業の内容

本学の教育研究及び社会貢献に活用するための寄附を受け入れる手段として、クラウドファンディング支援業務を行う。

種別は、「金銭的価値の見返りがない寄附型」及び「プロジェクトが提供する金銭的価値のある有体物・権利等を購入することで支援を行う購入型」とし、資金配分方法は、「All or Nothing 方式」及び「All In 方式」とする。種別及び資金配分方法については、各プロジェクトの内容により、どちらかを選択できる。

受注者が持つプラットフォームにより本学が寄附を得ようとするプロジェクトに対し、実現に向けた審査、立ち上げの協力、立ち上げ後のフォローを受注者が行い、寄附受入れ実現に向け協力する。

なお、All or Nothing 方式による当該プロジェクトの目標寄附額に達した場合及びAll In 方式による当該プロジェクトが成立した場合は、受注者に手数料等を支払うこととし、All or Nothing 方式により目標寄附額に達しなかった場合は、手数料等の一切の経費が発生しないこととする。

また、寄附型又は購入型のクラウドファンディングを実施するうえで、受注者は国立大学法人における寄附受入れの所得税等の控除について十分理解し適切に対応できることとする。

※All or Nothing 方式・・・募集期間内において目標金額を達成した場合にのみ寄附金を受け取ることができる。

※All In 方式・・・募集期間内において目標金額に達成せずに終了した場合でも集まった分だけ寄附金を受け取ることができる。

5. 年間実施目標

目標実施件数: 10件程度

目標達成金額: 1千万円程度(目標実施件数の合計額)

※積算する際を目安とし、クラウドファンディングの実施にあたっては件数及び金額が増減することがある。

6. 企画提案内容

別紙審査基準に基づき提案すること。

※企画提案内容については、各委員の意見により補足資料の提出を求められることがある。

7. 企画競争へ参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人金沢大学会計細則30条及び31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (4) 国、国立大学法人又は地方公共団体において取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成31年度全省庁統一資格において、東海・北陸地区の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。
- (6) 国立大学法人などの教育研究機関とのクラウドファンディング(寄附型及び購入型)の契約実績を有すること。

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 質問事項の受付・回答

〒920-1192 石川県金沢市角間町

国立大学法人 金沢大学

財務部財務管理課 副課長 本嶋

zaimukanri-kafuku@adm.kanazawa-u.ac.jp

電話:076-264-5056 Fax:076-264-4021

・質問受付期限:平成31年3月11日(月)15時まで

・質問回答期限:平成31年3月12日(火)

※質問はE-mail で受付・回答を行うものとし、質問の送信件名は「【質問】金沢大学クラウドファンディング」とする。

(2) 企画提案書の提出方法(郵送可)

下記の①～③の資料を企画提案書として提案すること。

① 企画提案書(別添様式1)7部(正本1部、写し6部)

※企画提案書には、上記「7.企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項」(5)の平成31年度に係る一般競争<指名競争>参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、同事項(1)から(4)を確認するため証明書(別紙様式2)を提出すること、並びに同事項(6)契約実績一覧(大学名及び契約件名)を添付すること。

② 上記①の電子ファイル一式を収めたCD-ROM(ファイル形式はPDF とする)1部もしくはメールで送信すること。

③ 会社組織の概要がわかる資料(要覧、会社案内、定款等)1部

(3) 企画提案書の作成方法等

- ① 用紙の大きさはA4縦、横書きとする。別紙審査基準の評価項目が網羅されていれば記入スペースを増やしても良い。または、別紙でも可とする。
なお、図表等については、必要に応じA3 版の折り込みも可とする。
- ② 企画提案書には手数料等(消費税を含むか否かの表記をすること。)の見積りを含めること。
- ③書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ④書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ⑤企画提案内容については、他者の企画・提案からの引用及び転載等を禁止する。

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限:平成31年3月14日(木)15時まで

提出先:上記(1)に示す場所

9. 選定方法等

(1) 選定方法

公募要領及び審査基準に基づき審査委員会の各委員が評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。また、次順位の企画提案者を契約予定者第二の者とし次点者として選定する。なお、企画提案者が1者の場合でも審査委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

(2) 審査基準

別紙審査基準のとおり。

(3) 選定業者数

1業者とする。ただし、他のクラウドファンディング業者の利用を禁止するような排他条項は設けない。

(4) 選定結果の通知

選考終了後、すべての企画提案者に選定結果を通知する。

(5) 選定後の手続き

【契約締結】

選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額(手数料等)については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合に契約締結を行わない場合もある。この場合、契約予定者第二位の者と契約条件の調整を行うものとする。

10. 支払い

契約金額(手数料等)は成立したプロジェクトに対する寄附受入れ時に相殺することとする。但し、受注者と協議の上、異なる方法で当該支払いを行うことができるものとする。

11. その他

- (1) 当該事業のすべてを再委託はできない。当該事業の一部を再委託する場合、本学の承認を得るものとし、再委託先との明確な責任及び役割分担を示す書類を提出すること。
- (2) 受注者は、本学と随時打ち合わせ、情報交換等を行うことにより、緊密に連携を図りながら業務を進めるものとする。
- (3) 本学は、必要に応じて受注者から業務の進捗状況等について説明、報告を求めることができるものとする。
- (4) 本要領に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (5) 本要領に定める事項については、必要に応じ本学と受注者の協議により、変更等を行うことができるものとする。なお、変更等があった場合には、本学は変更後の書類を受注者に提出するものとする。

12. スケジュール

- (1) 公募公告期間:平成31年3月1日(金)から平成31年3月11日(月)
- (2) 質問書の受付期限:平成31年3月11日(月)15時まで
- (3) 質問書の回答期限:平成31年3月12日(火)
- (4) 企画提案書の提出期限:平成31年3月14日(木)15時まで
- (5) 審査:平成31年3月中旬
- (6) 選定結果:平成31年3月中旬
- (7) 契約締結:平成31年3月下旬

(別紙様式1)

受付番号※

金沢大学記入欄(申請者記入不要)

国立大学法人金沢大学長

山崎 光悦 殿

商号又は名称: _____

代表者職名: _____

代表者氏名: _____ 印 _____

「金沢大学クラウドファンディング支援業務」について、当社は「別紙様式2」のとおり公募要領記載の応募資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「金沢大学クラウドファンディング支援業務」に関する企画提案書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代表者 役職・氏名	役職名		印又は 署名
	ふりがな 氏名		
所在地	(ー)		

2. 企画提案の概要

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、金沢大学から問い合わせることがあるので、実際に金沢大学と連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふりがな)	
担当者氏名	
所属部署名	
役職名	
電話番号(内線番号)	
FAX番号	
E-mail	
書類等送付先 (団体所在地と異なる場合に記載)	

(別紙様式2)

国立大学法人金沢大学長
山崎光悦殿

応募資格要件に関する証明書

私は、「国立大学法人金沢大学クラウドファンディング支援業務」において、公募要領7に定める下記の応募資格要件を満たす者であることに相違ありません。

記

- (1) 国立大学法人金沢大学会計細則30条及び31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (4) 国、国立大学法人又は地方公共団体において、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成31年度全省庁統一資格において、東海・北陸地区の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。
- (6) 国立大学法人などの教育研究機関とのクラウドファンディング(寄附型及び購入型)の契約実績を有すること。

※(5)及び(6)については、別紙とおりに添付します。

平成 年 月 日
(企画提案書日付と同じ)

(応募者)
所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者名

※本契約書（案）は、本学の請負契約のひな型として添付するもので、契約条項等については契約相手方となった者と協議したうえで、契約を締結するものとする。

契 約 書（案）

請負の表示 金沢大学クラウドファンディング支援業務 一式

発注者 国立大学法人金沢大学長 山崎 光悦（以下「甲」という。）と受注者〇〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、上記の請負について、次の各条項により請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、甲の教育研究及び地域貢献に活用するための寄附（以下「プロジェクト」という。）を受け入れる手段としてインターネットを経由したクラウドファンディングの実施に関し、この契約書に定めるもののほか、各プロジェクトの目的・内容等に従いこれを履行しなければならない。

第2条 甲は、プロジェクトが成立した場合、乙に下記のとおり手数料を支払うものとする。

- 1 プロジェクトごととする。
- 2 手数料は各プロジェクト募集期間終了時の寄附金額の総額の〇〇%に相当する金額（消費税および地方消費税相当額を含む）とする。

第3条 乙は、プロジェクトが成立した場合、当該プロジェクトにおける寄附金額の総額から手数料を差し引いた残額を、甲の指定する銀行口座へ指定する期日までに振込まなければならない。当該振込に係る振込手数料は乙の負担とする。

但し、甲乙協議の上、異なる方法で当該支払いを行うことができるものとする。

第4条 手数料の支払は、次のとおりとする。

第5条 契約保証金は、免除する。

第6条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は国立大学法人金沢大学が定めた別紙「製造請負契約基準」によるものとする。

第7条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

第8条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲乙間において協議して定めるものとする。

第9条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人金沢大学所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し押印するものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成31年〇月〇〇日

発注者（甲） 石川県金沢市角間町ヌ7番地
国立大学法人金沢大学
学 長 山崎 光悦

受注者（乙） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇〇

製造請負契約基準

この基準は、製造に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書(図面及び仕様書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の製造を契約書記載の納期内に完成し、製造目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 製造の実施方法等製造目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「製造方法等」という。)については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(製造の施行の調整)

- 第2 発注者は、受注者の施行する製造及び発注者の発注に係る第三者の施行する製造が施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う製造の

円滑な施行に協力しなければならない。

(製造費内訳書の提出)

第3 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、製造費内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に内訳書の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。

2 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、請負の目的物及び第22第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5 受注者は、製造の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する製造物の製造を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第6 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている製造材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造材料、製造方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、請負の目的物の所在する場所へ派遣して製造の施行について監督をさせることができる。

2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、設計図書に基づく工程の管理、立会い、製造の施行状況の検査又は製造材料の試験若しくは検査(確認を含む。)の権限を有する。
- 4 発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(履行報告)

第9 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(製造材料の品質)

第10 製造材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第11 発注者が受注者に支給する製造材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する製造機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めた

ときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、製造の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第12 受注者は、製造の施行部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(製造の中止)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、製造の中止内容を受注者に通知して、製造の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により製造の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、製造実施期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が製造の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による完納期限の延長)

第15 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連製造の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により完納期限までに給付を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に完納期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による完納期限の短縮等)

第16 発注者は、特別の理由により完納期限を短縮する必要があるときは、完納期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により製造実施期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する製造実施期間について、通常必要とされる製造実施期間に満たない製造実施期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(完納期限の変更方法)

第17 完納期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が完納期限の変更事由が生じた日(第15の場合にあっては、発注者が完納期限変更の請求を受けた日、第16の場合にあっては、受注者が完納期限変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第18 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知す

るものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議をして定める。

(一般的損害)

第19 請負の目的物の引渡し前に、当該目的物又は製造材料について生じた損害その他製造の施行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険等によりてん補された部分は除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第20 受注者は、製造が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、当該製造の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、請負の目的物を最小限度の破損、分解又は試験により検査をすることができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 受注者は、第2項の検査に合格したときは、発注者に対し、請負の目的物の引渡しをしなければならない。

- 5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第21 受注者は、第20第2項の検査に合格したときは、製造請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受領した日から60日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第20第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」

という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満したものとみなす。

(部分払)

第22 受注者は、製造の完成前に、性質上可分の完済部分については当該完済部分に相応する請負代金相当額の全額について、性質上不可分の出来形部分については当該出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る完済部分又は出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、完済部分又は出来形部分を最小限度の破壊、分解又は試験して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、製造請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、適正な請求書を受領した日から60日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、性質上可分の完済部分については第3項に規定する検査において確認した完済部分に相応する請負代金相当額の全額とし、性質上不可分の出来形部分については次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times 9 / 10$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(瑕疵担保)

第23 発注者は、請負の目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して目的物の引渡しを受けた日から1年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに

損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、請負の目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 3 発注者は、請負の目的物が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、同項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から六月以内に同項の権利を行使しなければならない。
- 4 第1項の規定は、請負の目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第24 受注者の責めに帰すべき事由により完納期限内に給付を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第21第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24の2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が発注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の

規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者はこの契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第25 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、本学に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第26 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により完納期限内又は完納期限経過後相当の期間内に給付を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第29第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下

この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の解除)

第27 発注者は、第26第1項の規定によるほか、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第49条の規定に基づく排除措置命令又は、同法62条第1項の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人である場合は、その代表者又は代理人、使用人その他の従業員)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に基づき刑が確定したとき。

2 受注者がこの契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要

することなく、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号の規定の対象となる違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6号に定める不当廉売である場合

(2) 前項第1号の規定の対象となる違反行為が、発注者に金銭的な損害を生じさせるものでないことを受注者が立証し、かつ、発注者において特に賠償金の免除を認める場合

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める賠償金の額を超える場合において、発注者が当該超過分について受注者に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

5 第26第3項の規定は、第2項の賠償金の支払いについて準用する。

第28 発注者は、給付が完了するまでの間は、第26第1項及び第27第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、製造の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 第20第2項後段の規定は、前項の検査について準用する。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第29 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により給付を完了することが不可能となったとき。

(2) 天災その他避けることの出来ない理由により、給付を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 第28第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第30 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度の破損、分解又は試験をして検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26又は第27の規定によるときは発注者が定め、第28又は第29の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第31 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第32 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承認により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返却しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

注

- 1 「甲」は、委託者である本学の長、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託する業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除するものとする。

審査基準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、金沢大学内に設置する審査委員会において、書類選考を実施する。委員は、提出された企画提案書ごとに採点する。

2. 業者選定実施日

平成31年3月中旬頃

3. 評価要素

公募要領6.企画提案内容

以下に示す事項毎に提案すること。

寄附型及び購入型クラウドファンディング(以下「CF」とする)の提案について評価する。

- (1) CF寄附総受入額、平成30年1月～12月のCF寄附受入額
- (2) CF寄附者総数、平成30年1月～12月のCF寄附者数
- (3) CFプロジェクト総成立数、平成30年1月～12月のCFプロジェクト成立数
- (4) プロジェクト目標額達成率
- (5) 手数料等
- (6) クラウドファンディングのセミナーについて本学での開催の可否(費用の有無)
- (7) 主な特徴

御社の特色・強み、クラウドファンディング掲載サイトへの注目を引くための工夫等アピールポイント、専門担当者の配置、成功事例※、提供可能なサービスの種別及び費用の有無等を記載

※成功事例

国立大学法人3事例及び国立大学法人以外の大学3事例とし、可能な限り、教育、研究、社会貢献のそれぞれのプロジェクトに関する事例を1例ずつとすること。

4. 企画提案者の決定

公募要領及び審査基準に基づき審査委員会の各委員が評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。また、次順位の企画提案者を次点者として選定する。なお、企画提案者が1者の場合でも選定委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

評価項目及び配点基準

評価項目	配点基準	点数
I.実績等		(40)
(1) CF寄附総受入額	80億円以上 5点 70億円以上 4点 60億円以上 3点 50億円以上 2点 それ未満 1点	5
(1)-2 平成30年1月～12月のCF寄附受入額	1億円以上 5点 5,000万円以上 3点 それ未満 1点	5
(2) CF寄附者総数	10万人以上 5点 5万人以上 3点 それ未満 1点	5
(2)-2 平成30年1月～12月のCF寄附者数	1万人以上 5点 5千人以上 3点 それ未満 1点	5
(3) CFプロジェクト総成立数	7,000件以上 5点 5,000件以上 3点 それ未満 1点	5
(3)-2 平成30年1月～12月のCFプロジェクト成立数	700件以上 5点 500件以上 3点 それ未満 1点	5
(4) プロジェクト目標額達成率	80%以上 10点 60%以上 5点 それ未満 1点	10
II.企画内容		(60)
(5) 手数料等(消費税および地方消費税相当額を含まない)	手数料や振込手数料等支出すべき費用算出割合が寄附総額の 0～5%まで 20点 5%超～10%まで 10点 10%超～15%まで 5点 15%超 1点	20
(6) クラウドファンディングのセミナーについて本学での開催の可否(費用の有無)	複数回可能かつ無償 10点 1回可能かつ無償 5点 開催不可又は有償 0点	10
(7) 主な特徴 御社の特色・強み、クラウドファンディング掲載サイトへの注目を引くための工夫等アピールポイント、専門担当者の配置、成功実例、提供可能なサービスの種別及び費用の有無等を記載	非常に良い 30点 良い 15点 普通 5点	30
		(100)

※最も合計得点の高い者が2人以上ある場合、本業務とは関係のない本学職員に、これに代わってくじを引かせ、事業者を選考するものとする。